



2012 ROTAX MAX FESTIVAL in New Tokyo Circuit

特別規則書

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟(以下『JAF』という)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則および国際カート規則、ならびにそれに準拠した JAF の国内競技規則および JAF 国内カート競技規則・ROTAX MOJO MAX CHALLENGE Sporting Regulations 2012、ROTAX MOJO MAX CHALLENGE Technical Regulations 2012・本競技会特別規則書に従って開催される。

第1章 競技会開催に関する事項

- 1) 競技会の名称
2012 ROTAX MAX FESTIVAL in New Tokyo Circuit
- 2) 競技種目
第1種競技車両によるスプリントレース
- 3) 競技会のクラス区分と格式
 - ・イベント : Mini MAX、MAX Cadet
 - ・クローズド格式 : Junior MAX、Senior MAX、MAX Masters
- 4) 開催日程
10月6日(土)、7日(日)
- 5) 開催場所
新東京サーキット(936m)
〒290-0256 千葉県市原市引田 249
TEL : 0436-36-3139 / FAX : 0436-36-3314
- 6) オーガナイザーの名称と所在地
株式会社 新東京サーキット
〒290-0256 千葉県市原市引田 249
TEL : 0436-36-3139
- 7) イベントプロモーター
株式会社 栄光
〒468-0052 愛知県名古屋市天白区井口 1-1709
TEL : 052-803-7055
- 8) 競技会組織委員会および審査委員会
大会公式プログラムにて示す。
- 9) 競技会競技役員
大会公式プログラムにて示す。
- 10) 公式通知に関する事項
本規則書に記載されていない競技運営上の細則や参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要事項は公式通知またはインフォメーションによって示される。

第2章 競技会参加に関する事項

1) 参加申込受付期間

2012年9月1日(土)～9月23日(日)迄

2) 参加申込受付方法

Web エントリーシステム

: https://eikoms.com/Entry/2012Entry_MaxFesE.html から必要項目を記入の上「送信。

返信のメールにあります合計金額を指定の振り込み先にご入金いただき、エントリーページにあります「出場誓約書」をプリントアウトご記入の上

FAX : 052-803-7085 まで FAX 送信後 正式受理とさせていただきます。

お願い致します。

※誓約書原本はご記入、ご捺印の上 レース会場まで必ずお持ちください。

● 振込先 : ジャパンネット銀行 本店営業部 (001)

普通口座 No. 7932669 口座名 : カ) エイコウ

本規則書に記載された申込締切日(9月24日00:00)以降に、当該レースへのエントリーを希望する場合は、大会事務局に対してその旨を申し出ること。大会事務局においてエントリーの可否を判断し、本記載の申込締切日以降にエントリーを受け付ける場合は、上記金額に加えて ¥3,000 の事務手数料を加算させていただきます。

3) 参加資格

①ドライバー

1) 本年度有効な下記いずれかのライセンスを所有していること。

2) 各クラス参加年齢、学年内であること

・MAX Cadet : 当該年度小学2年生～6年生。 SLライセンスカデット以上、
JAF カート国内ジュニア B ライセンス以上

・Mini MAX : 当該年度小学4年生～中学3年生。 SLライセンスカデット以上、
JAF カート国内ジュニア B ライセンス以上

・Junior MAX : 当該年度小学6年生～17歳。 SLライセンス SL-B 以上、
JAF カート国内ジュニア B ライセンス以上

・Senior MAX : 当該年度中学3年生以上。 SLライセンス SL-B 以上、
JAF カート国内ジュニア B ライセンス以上

・MAX Masters : 当該年度30歳以上。 SLライセンス SL-B 以上、
JAF カート国内 B ライセンス以上

※上記各クラス共に、海外(他国のライセンス)からのエントリーについて、同等のライセンス、出場実績等の判断により、オーガナイザー、イベントプロモーターが参加を認めた場合はエントリーを認める。

各クラス参加可能台数は下記の通りとします。 この台数を越えた場合はエントリーの受付順とさせていただきます。

Cadet/Mini = 32台

Junior/Masters = 48台

Senior = 64台

②ピットクルー

16歳以上とし、ドライバー1名につき、2名まで登録可能とする。

5) レース参加に必要な傷害保険への加入義務

本大会へ出場される方は保険の加入を義務付けられます。

SLO(一般社団法人カートスポーツ機構)が推進する「スポーツ安全保険」です。

「スポーツ安全保険」とは財団法人スポーツ安全協会が、東京海上日動火災株式会社を幹事会社とする損害保険会社10社との間に、傷害保険を一括契約する補償制度です。

6) 参加料

① ドライバーエントリーフィー

ドライバーエントリーフィーには、ピットクルー1名分の登録料が含まれ、各クラス、次のとおりとします。

・ Junior MAX、Senior MAX、MAX Masters :

22,000 円 (税込)

・ MAX Cadet、Mini MAX :

17,000 円 (税込)

② 追加ピットクルー登録料

2,000 円 (税込) ※追加は1名まで可。

※申込締め切り(9月24日00:00)以降に受付希望の際は、事務手数料として¥3,000課金させていただきます。

7) 参加出走台数

予選、決勝ヒートグリッド数は32台とします。エントリーに対する抗議は一切受け付けません。

※各クラス、参加申込締め切り時点で、参加台数が5台未満の場合は、当該クラスを不成立とする場合があります。不成立となった場合、参加料は全額返金されます。

8) 参加受理と参加拒否

1. 参加者に対して大会事務局より参加受理メールが配信されます。
2. 参加を拒否された申込者に対しては参加料が返還されます。
3. 参加を受理された後、参加を取り消す申込者に対しての参加料は返金されません。

第3章 カートに関する事項

1) 参加車両

2012年JAF国内カート競技車両規則、ROTAX MOJO MAX CHALLENGE Sporting Regulations 2012、ROTAX MOJO MAX CHALLENGE Technical Regulations 2012、本特別規則書に準拠しているもの。 MiniMAXクラスに関してはホイールベース950mm以上のものとする。

2) シャシー、エンジンおよびタイヤの登録

全クラス共通、シャシー1台、エンジン2基、タイヤ(ドライ・ウェット)各1セットの登録になり、ただし公式練習およびウォームアップ走行については、登録していないタイヤを使用することができます。またウェットタイヤは競技長が認めた場合、参加者全員が1セットを追加することができます。その他、不慮のトラブルにより走行、出場が不可能となった場合は審査委員会の承認が得られた場合のみ交換が認められます。 また、タイヤの差し替えを行う場合は、中古で同等のものとする。 ※CadetとMiniMAXクラスエンジン年式は07/08Jr. に限ります。

3) タイヤ

Senior MAX、MAX Masters : <ドライ用> MOJO D2 <ウェット用> MOJO W2

Junior MAX : <ドライ用> MOJO D1 <ウェット用> MOJO W2

MAX Cadet : <ドライ用> MOJO D1 (ただしフロント・リアともに、4.5×10.0サイズ)
<ウェット用> MOJO W2

Mini MAX : <ドライ用> MOJO D1 <ウェット用> MOJO W2

4) 重量

最低重量は下記の通りとします。最低重量を満たすためバラストを積む必要がある場合は、すべて固形材料を用い直径最小6mmの少なくとも2本のボルトを用いてシャシーまたはシートに取り付けなければならない。

Junior MAX : 148kg、Senior MAX : 160kg、MAX Masters : 165kg、

MiniMAX : 130kg、MAX Cadet : 115kg

5) ゼッケンナンバー

各車両の前後左右に指定されたゼッケンナンバーを装着しなければならない。ゼッケンナンバーは黒文字、ゼッケンベースは黄色とし、参加者が用意してください。

6) 自動計測装置(トランスポンダー)

オーガナイザーより貸し出された自動計測装置(トランスポンダー)の装着し、競技終了後すみやかに返却してください。万が一破損、紛失した場合、理由の如何を問わず1個につき50,000円(税込)をオーガナイザーへ支払っていただきます。

また、参加者は、主催者が用意する自動計測装置の代わりに、自身で所有するMYLAPS製 TranX160・TranX260・TranXPRO・FLEX(通称マイポンドー)を使用することができます。ただし使用する際は以下の項目を遵守してください。

- ・使用申請についてはエントリー用紙と車輛申告書に確実に記入してください。
- ・計時長(委員長)が判断し、競技役員により指示された場合は、直ちに主催者の用意する自動計測装置に交換することがあります。
- ・マイポンドーを使用する際は、充電、製品管理は自己責任となり、それに伴う計時トラブルに関しては、全て自己の責任となります。

7) レーシングスーツとフルフェイスヘルメット

レーシングスーツはCIK/FIA(FMK)公認またはJAF公認のレーシングスーツ着用が義務付けられます。ヘルメットは保護の役割を果たさないと判断した場合や著しく損傷しているものは使用不可とします。

8) CIK公認ジュニア用ヘルメットの装着について

15歳以下のドライバーに対しCIK公認ジュニア用ヘルメットの装着を推奨します。

9) ブレーキダクト装着の許可

ブレーキダクトの装着をシャシーのブレーキ側のみとし、ダクト材質の金属利用は禁止とし、柔軟で割れにくいプラスチック素材で空気の吸気部が丸型状のものは円周、四角のものは四辺で計測し60cm以内。空気通路部分は円周・四辺で計測し30cm以内とします。取付方法はシートより高い位置でシャシーに強化ステーなどを使用し、6mm以上のボルト及びナットで固定してください。またインシュロックやガムテープなどで補強することも認めます。

10) リアプロテクションの装着について

一般市販のリアプロテクションを必備とします。

(過去に公認を取得してあるものに関しても使用可)

11) 外装品・タイヤ位置規定

前後輪ともカウル等の外装品とリアプロテクションの一番外端から1mm以上外側に出ていること。
※MAX Cadetクラスは除く

12) 公式車両検査

「JAF国内カート競技規則・付則、規定 カート競技会参加に関する規定」第3章第12条に基き車両検査が行われます。参加する全選手は、公式練習の前に車検場にて車両申告書を提出し車両検査を必ず受けなければなりません。なお、車両検査には、事前に配布される車両申告書を記入の上、車検場にて車検を受けることとなります。車両検査の日時及び場所は公式通知にて発表します。規則に不適合な部分がありながら、技術委員に発見されなかったとしても承認を意味するものではなく、レース中であってもペナルティの対象となります。

各ヒート終了時には計量ならびに再車検が行われ、「JAF国内カート競技規則」に定める必備の部分が備わっていることとする。計量時には、車検場への工具(エアゲージを含む)の持ち込みは一切禁止とします。(該当ドライバーペナルティの対象となります)

13) 燃料（ガソリン）の指定と検査

全クラスにおいてガソリンの指定を行います。「JAF 国内カート競技車両規則」第 2 章 第 25 条 に則った通常のガソリンスタンドのポンプから販売されている無鉛ガソリンを使用しなければなりません。

10 月 6 日（土）、7 日（日）のレースに使用できるガソリンは、公式通知にて指定するガソリンスタンドにて 10 月 4 日（木）～7 日（日）の間に購入したものを使用し、公式車両検査を受ける際、購入の証明となるレシートを提示すること。またレースの期間中を通して、予告なくランダムに採取検査（タンク内の燃料を採取する等）を行う。この場合、必ず車検員の指示に従わなければならない。違反行為が認められた場合はペナルティーの対象となる。

14) 車載カメラについて

使用は許可しますが、競技判定などの資料としては使用できません。

車載カメラ装着申請書（受付横にて配布）を記入の上、車検時に提出してください。装着方法によっては取り外しを命ずることがあります。

第 4 章 競技に関する事項

1) ブリーフィング

参加ドライバー及びエントラントはブリーフィングに出席しなければなりません。ブリーフィングに遅刻、欠席した場合はペナルティーの対象となります。

2) 公式練習

・「JAF 国内カート競技規則カート競技会運営に関する規定第 6 章第 23 条」に基づき公式練習を行います。すべてのドライバーは公式練習に参加しなければなりません。ただし、ピットアウトしスタートラインを通過する前に本コース上で停止した場合も公式練習に参加したものと認められます。

・「JAF 国内カート競技規則カート競技会運営に関する規定第 6 章第 24 条」に基づき各クラス、参加台数が 32 台を超える場合は、2 グループ以上に分けて走行します。グループ分けは選手受付の際、抽選により決定し、ドライバーズブリーフィング終了時までに公式通知にて発表され、抽選結果に基づいたグループで走行を行います。公式練習は、登録していないタイヤを使用することができます。

3) タイムトライアル

・すべてのドライバーは、タイムトライアルに参加しなければなりません。タイムトライアルに参加しない場合には、予選ヒートは最後尾スタートとなります。複数台の車両がある場合はゼッケン順に配列されます。

・各クラスの参加台数が 32 台を越えた場合は、可能な限り同数となる複数のグループに分けられ、タイムトライアルを行います。

・時間内であればドライバーは自由にコースインすることができ、時間内であれば途中で停止した場合も再トライすることができますが、ピットインした場合は、速やかにパークフェルメに進むものとし、再出走は認められません。

・計測は、コースイン後にスタートラインを通過したカートに対して全てのラップを計測し、ベストラップのタイムを採用します。

・義務周回数はありません。

・記録したベストタイムが同タイムの場合は、当該ドライバーが記録したセカンドラップを採用します。更に同タイムとなった場合は、ベストサードラップで決定いたします。

・計測が出来なかった車両については、最後尾グリッドよりスタートといたします。複数台の車両がある場合は、ゼッケン順に配列されます。

・タイムトライアルが何らかの理由により中断された場合、残り時間分のタイムトライアルを再開しますが、必要に応じて大会審査委員会が再タイムトライアル時間を決定することができます。

- ・その他の方法で行う場合は公式通知にて発表します。
- ・2グループ以上に分かれているタイムトライアルにおいては、天候の急変等により、一方のグループのトップタイムが他方グループのトップタイムの102%を超えた場合は、最速 タイムを記録したグループをIN 側、もう一方のグループをOUT 側とし、各グループの順位はタイム順により決定される。

4) レースの方式

- ・レースは予選ヒート、敗者復活ヒート、プレファイナル、ファイナルとし、ファイナルヒートの結果により最終順位を決定します。レース方式の詳細、周回数等については公式通知にて発表します。

5) ローリングスタートについて

- ・スタートラインの **25m** 手前に引かれたイエローラインを自分のカートが通過するまでは加速を禁止します。これに違反した場合はペナルティーが課せられます。
- ・フォーメーションラップ開始後、スタート信号灯にレッドライトが点灯され、隊列が整ったと判断した場合、レッドライトを消灯してスタート合図を行います。フォーメーションラップをさらに1周行う場合には、レッドライトの点灯を続け、ドライバーはスタートの合図が行われるまでグリッドポジションの変更や追い越しをしてはなりません。これに違反した場合はペナルティーの対象となります。
- ・スタート後でもドライバーは自身がスタートラインを通過するまで、カート両サイドの白線を越えてはなりません。 ライン通過まえに、白線を跨ぐ行為はペナルティの対象となります。
- ・フォーメーションラップ中に停止、再スタートしたドライバー、周回遅れのドライバーは、隊列の最後尾に着かなければなりません。また、隊列から大きく遅れたと判断され白地に赤バツテンの表示が出されたドライバーも最後尾に着かなければなりません。(ミススタートとなった場合も解消されません)
- ・先頭車両が自分を追い越していこうと予期して隊列の前から自分のグリッドに戻ってはなりません。戻った場合には、ドライバーに黒旗が振られ失格となります。ローリング中に完全にマシンをストップしてしまった場合は、確実に全車通過後、自力でリスタートできた場合に限り、隊列の最後尾につくことができる。
- ・ポジション復帰のため、レースに使用されるコース以外を走行してショートカットすることは禁止されます。
- ・フォーメーションラップ中、第6コーナー（奥のヘアピン）出口から7コーナーにかけてのコース両サイドに設置されたパイロンとパイロンを直線で結んだラインに差しかかるまでに隊列復帰を完了していなければならず、このラインからスタートラインまでは追い越し禁止とします。
- ・スタート後、先頭のカートが1周するまでにスタートラインを越えないカートは、そのヒートに出走することはできません。またフォーメーション（隊列）の先頭車両が第6コーナー（奥のヘアピン）出口から7コーナー手前のコース両サイドに設置されたパイロンとパイロンを直線で結んだラインに差しかかった時点で、ピットからの出走はできません。
- ・不出走などにより空席となったグリッドは他のカートによって埋めてはならず、スタートラインを通過するまで空席が維持されなければなりません。

6) 危険回避の義務

- ・全てのドライバーは、危険回避義務があることを十分に理解しなければなりません。
- ・オフィシャルがドライバー自身によって、再スタートならびに車両移動ができないと判断された場合、オフィシャルの手によって、安全な場所に車両を移動する場合があります。
- ・公式練習、タイムトライアル及びレース中にスピン等で車両が停止した場合は、他を妨害することなく、後続車両通過後、またはコース委員の指示があり、自力で再発進できる場合のみレースに復帰できるものとします。復帰するための最小限の方向転換は認められる。
- ・リアタイヤが地面に接地した状態(リアタイヤが常に地面に接触した状態)でのみエンジン始動・作動が認められます。また、ピット・パドックでのエンジン始動は禁止とし、暖機運転については一切認めません。
- ・ピットインする場合はピットロードを必ず徐行しなければなりません。また、ピットインした場合はいかなる理由であっても必ずピットストップし、エンジンを停止しなければなりません。再スタートはその後認められます。
- ・ピットサインが出せる位置は指定されたピットサインマンエリアのみとし、指定のパスを所持するピットマンのみとします。違反した場合はペナルティーの対象とし、選手に帰属するものとします。指定のピットエリアとピットパスに関しては公式通知にて発表いたします。
- ・ショートカットはオフィシャルの指示がない限り禁止となります。ショートカットをした場合ペナルティーの対象とします。ショートカットについての解釈は、走路でない場所を走行したドライバーが、その行為により有利になる状態が発生した場合を示します。

7) 信号旗

「JAF国内カート競技規則」カート競技会運営に関する規定第3章に従ってください。

なお、Senior MAX、Junior MAX、MAX Masters クラスにおいて青・赤(2重対角線で区分)旗が使用される。この旗は提示されたドライバーのレースからの除外を意味し、速やかにピットインしなければならない。ローリング時隊列から大きく遅れたと判断され白地に赤バツェンの表示が出されたドライバーは最後尾に着かなければなりません。

8) 給油

レース中の給油は禁止とします。

9) レース終了

- ・決勝ヒート着順1位のドライバーがフィニッシュライン通過後2分以内にカートが同ラインを通過したドライバーに対してチェッカーフラッグが振られます。
- ・車両を押ししてチェッカーフラッグを受けることは認められません。

10) レースの中断

「JAF国内カート競技規則 カート競技運営に関する規定」第9章 第35条「レースの中断」に準じます。赤旗提示の場合ドライバーは直ちにレースを中断し、オフィシャルの指示に従って、停止できる体制でスタートライン手前まで徐行して停止します。その場合センターを空けて危険を回避することに努めてください。競技長の指示があるまでピットクルーはグリッド上への介入および車両の整備を行ってはなりません。工具を用いた修理等は指定されたエリア(ピットおよびパドック)以外は一切禁止とします。

11) 完走

チェッカーフラッグに関係なく、規定周回数の1/2以上を完了していること。

12) 順位の決定

レースの順位は次の順序により周回数の多い順に決定される。

- (1) 完走者(チェッカーを受けたドライバー)
- (2) 完走者(チェッカーを受けていないドライバー)
- (3) 未完走者

同周回数の場合、その周回を先にフィニッシュラインを通過したドライバーを優先します。

13) 車両保管および再車両検査

- ・決勝レース終了後車両保管および再車両検査を行います。
- ・車両保管の時間は決勝レース終了後30分以上とし、所定の場所で行われます。保管中は技術委員の指示があるまでは保管カートに一切触れてはなりません。
- ・車両保管解除後、車両を参加者はすみやかに引き上げなければなりません。
- ・技術委員長はスタートした全ての車両に対して検査を行なう権限を持ち、技術委員長より検査の指示があった場合は参加者もしくは代理人が責任を持って車両の分解および組み立てを行わなければなりません。ただし、関係役員、エントラントおよびドライバー以外は検査に立ち会うことはできません。
- ・本条項の検査に応じない場合は失格とします。
- ・上記条項の違反者に対しては大会審査委員会の決定するペナルティーが課せられます。

14) その他競技に関する一般事項

- ・変更事項が生じた場合は公式通知にて通知します。
- ・競技中、車両にテレメトリー(データを更新する装置)の搭載を禁止とします。技術委員に承認されたデータロガー(データ蓄積装置)およびタコメーターの使用は可能とする。ただし、データロガー用のトランスミッター(発信機)の設置場所はコース外としオーガナイザーによって承認された場所のみとします。
- ・テレコミュニケーション(遠隔通話発信機)の使用は禁止します。これらの事項に対する抗議は一切受け付けません。
- ・オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て大会の一部あるいは全部を延期、中止する事ができます。なおエントラント、ドライバーはこれによって生じる損失についてオーガナイザーに抗議する権利を有しない。さらに、オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て大会の内容を変更する権限もあわせて保有するものとする。これに対する抗議は認められない。

第5章 ピットに関する事項

1) ピットクルー

- ・「カート競技会参加に関する規定」第3章 第18条に基づきピットクルーの行為に関する最終的な責任はエントラントに帰属するがレース中における場合はドライバーに直接統轄の責任があるものとします。
- ・ピットエリアで作業できるのは当該クラスに出場しているドライバーと登録されたピットクルーのみとし、ピットクルーは指定されたクレデンシャルを装着していなければなりません。
- ・走行レーンやダミーグリッドでの作業は一切禁止される。ただしダミーグリッドでのプラグ交換は競技長の許可があった場合のみ可能とします。
- ・ピットクルーによる規定の違反で当該ドライバーに対し黒旗を提示する場合があります。

2) ピットイン・ピットアウト

- ・ピットインする場合はピットロードを徐行しなければならない、かつ必ずエンジンを停止しなければなりません。違反した場合は、ペナルティーの対象となる場合があります。

3) ピット作業エリア

- ・ピット内においてエンジンをかけることは一切禁止とします。
- ・ピット、パドックにおいて火気および発火物の使用ならびに喫煙・飲酒は禁止します。

第6章 成績及び賞典に関する事項

決勝ヒートの順位によって決定します。(参加台数により変更する場合があります。)
各クラス上位入賞者にはトロフィーおよび賞典が与えられます。
詳細は、公式通知もしくは、公式プログラムにて発表します。

第7章 広告に関する事項

1) 競技と広告について

- ・ナンバープレートに広告を表示することは認めない。
- ・広告については車両検査までに取り付けること。
- ・オーガナイザーは次の者に対し抹消する権限を有しドライバーはこれを否定することはできない。
 - ①公序良俗に反するもの
 - ②政治、宗教に関連したもの
 - ③本競技会と関係するスポンサーと競合するもの

2) オーガナイザーおよびイベントプロモーター(栄光)の権限

- ・参加受付に際して、その理由を示すことなくエントラント・ドライバー・ピットクルーを選択あるいは否定することができます。
- ・競技会スポンサーの広告を参加車両に貼り付けさせることができます。
- ・すべての参加者、ドライバー、ピットクルーの肖像権及び、その参加車両の音声、写真、映像など報道、放送、出版に関する権限を有し、この権利を第三者が使用する事を許可する事ができます。
- ・公序良欲に反する言動がある者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否する事ができます。
- ・止むを得ない事情により、公式プログラムの掲載が間に合わなかったドライバーの登録または変更について許可する事ができます。
- ・すべての参加者、ドライバー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の写真、デジタル画像、音声、映像など報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することができます。

第8章 抗議に関する事項

1) 抗議の提出

- ・「JAF 国内カート競技規則」第 13 章 第 40 条に基づき書面をもって抗議料 20,300 円(税込)を添付の上、正式に登録されたエントラントより競技長を経由して大会審査委員会に提出するものとします。
- ・「国内競技規則」10-20 に従ってなされた審判員の判定、計時装置および音量測定結果により課せられたタイムペナルティに対する抗議は認められません。
- ・提出された抗議により再車検等を実施し、その抗議が成立した場合には再車検等の要した費用ならびに組み立て費用は被抗議者であるエントラント及びドライバーの負担とし、これと反対に当該車両等が規則通りのものであることが判明した場合は抗議提出者がそれらの費用を負担しなければならず、費用の算定については技術委員長に委ねられます。

2) 抗議提出の制限時間および抗議料

- ・技術委員又は車両検査委員の決定に対する抗議は、自己のカート車検終了後 15 分以内に書面に加え抗議料 20,300 円を添えて、競技長を経て審査委員会に提出しなければなりません。
- ・競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技終了後 30 分以内とします
- ・競技の成績に関する抗議は、当該ヒートの暫定結果発表後 30 分以内とします。

3) エントラント及びドライバーの遵守事項

- ・ エントラントは自己に係る全ての者にすべての法規及び規則を遵守させる責任を有します。
- ・ エントラント、ドライバー及びピットクルーは本特別規則の下で開催される競技会中に生じた事態についてコースの所有者、主催者とその関係者及び大会役員に対していかなる責任も追及できません。
- ・ エントラント、ドライバー及びピットクルーはスポーツマンらしからぬ行為、不謹慎な言葉遣い、あるいは競技を妨害する行為をとった場合、当該競技会失格とします。

4) 誓約書の署名

エントラント、ドライバー及びピットクルーは参加申込書に記載された誓約文に署名・捺印をしなければなりません。

5) 本規則の解釈

本規則ならびに競技の細則に関する解釈に疑義が生じた場合は、大会審査委員会の決定を最終的なものとしたします。

第9章 保険

1) 保険の加入

- ・競技に参加する者は、J A F 国内カート競技規則 第 1 1 章第 3 4 条に定める傷害保険に加入しなくてはなりません。
- ・一般の損害保険会社で加入または、S L スポーツ安全保険加入をお願いいたします。
- ・2012 MAX FESTIVAL レース参加にあたり、保険加入の証明提示を求める場合がございます。

2) 保険金の補償額に関する事項

- ・保険に関する事項は、新東京サーキット 統一特別規則書 P. 1 3 第 4 4 条に準ずる。

3) 保険保証内容に関する事項

- ・一般の損害保険に加入している場合は契約約款を確認し保険の支払い対象を必ず確認してください。
- ・S L スポーツ安全保険は、被保険者（補償の対象となる加入者）が日本国内で団体の活動中および活動に行くまでの自宅との往復中に、急激で偶然な事故により被った被害（日射・熱射病および細菌性・ウイルス性食中毒等含む）による死亡、後遺障害、入院、通院、手術費用などを補償します。

1 死亡事故

通常、事故の日から当日を含め、180日以内に死亡した場合、保険金額全額(普通条件)が支払われます。

2 後遺障害事故

事故の日から当日を含め、180日以内に身体の一部をなくしたり、その機能を奪われた後遺障害は、その程度に応じて保険金額(普通条件)が下記割合で支払われます。

- (1) 終身、自由を行うことが出来ない場合・・・100%
- (2) 両方の目が見えなくなった場合・・・100%
- (3) 腕または足（関節より上部）をなくした場合・・・60%
- (4) 両方の耳が聞こえなくなった場合・・・80%
- (5) そしゃくまたは言語の機能をなくした場合・・・100%
- (6) 片方の目が見えなくなった場合・・・60%
- (7) 片方の耳が聞こえなくなった場合・・・30%
- (8) 片方の耳をなくした場合・・・3%～10%
- (9) 片方の手の親指（関節より上部）をなくした場合・・・20%
- (10) 鼻をなくした場合・・・3%～35%
- (11) 足の親指をなくした場合・・・10%
- (12) 親指・人差し指以外の手の指1本をなくした場合・・・10%
- (13) 親指・人差し指以外の足の指1本をなくした場合・・・5%

※上記各号に該当しない不具廃疾については、保険加入者の職業、年齢、身分、性別等に関係なく身体の完全に棄損された程度に応じてかつ上記各号の区分に準じて50%以内で保険金が支払われる補償がある保険会社に加入してください。

3 傷害を被った入院・通院保険金（普通条件）

損害の結果として平常の業務をきたし、しかも医師の治療を要する場合、平常の業務に従事することができるようになるまで、1日について入院の場合4,000円（180日程度）、通院の場合1,500円（90日程度）が支払われる補償がある保険会社に加入してください。

4 賠償責任保険（一般の損害保険に加入した場合）

賠償保険金が支払われる場合、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償する保険です。 ※加入時に必ず確認してください

- 5 その他の規定
- (1) 傷害保険または、賠償責任保険の支払は、通常180日で仕切られます。
 - (2) 事故による傷害について不具廃疾保険と重複して支払われる場合は、その合算金額が支払われます。
 - (3) 健康保険・労災保険、その他の給付には関係なく保険金は支払われます。
 - (4) 他の損害保険会社とSLスポーツ安全保険の両方に加入していた場合、両方の保険会社に請求することが可能です。

- 6 保険請求についての必要書類
- (1) ケガの程度を証明する所定の医師の診断書
 - (2) 全治したときの医師の治癒証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 傷害事故の場合
 - (3) 死亡診断書および戸籍謄本・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 死亡事故の場合
 - (4) 施設または主催責任者の事故確認書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 傷害・死亡事故の場合
 - (5) 各保険会社による指定報告書類、請求書類など多数・・・・・・・・・・ 傷害・死亡事故の場合

- 7 保険請求一般的に保険金が支払われない場合
※次にあげるものには、保険金は支払われません。
- 1、被保険者や保険金受け取り人の故意または重大な過失
 - 2、被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転による事故
 - 3、被保険者の脳疾患、疾病（心臓疾患などを含む）、心神喪失による事故
 - 4、被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術、その他の医療処置
※保険金の支払い対象となる傷害を治療する場合は除きます
 - 5、むちうち、腰痛、椎間板ヘルニア、野球肩、テニスひじ、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグッド病、
などの持病や医学的他覚所見のない症状、靴ずれ、その他の急激、偶然、外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害、成長痛、加齢に伴う変形性関節症、変形性腰椎症など
 - 6、地震、噴火、津波、戦争、その他の変乱（テロ行為によるケガは対象となります）でのケガ、放射線の汚染などによる人体被害
 - 7、急性心不全、脳内出血、血管疾患、その他の突然死（共済見舞金の対象となります）

4) 損害賠償に関する事項

- (1) オーガナイザーおよび大会役員の業務遂行によって起きたドライバー、ピット要員の死亡・負傷および車両の損害に対して、オーガナイザー・後援・協力・協賛するものおよび大会役員は、一切の保障責任を負わないものとします。
- (2) 参加者は、その参加車両およびその付属品並びにレース場の施設、機材、器具、備品に対する損害補償の責任を負うものとする。

オーガナイザー
株式会社 新東京サーキット
〒290-0256 千葉県市原市引田249
Tel : 0436-36-3139
Fax : 0436-36-3314

イベントプロモーター
株式会社 栄光
〒468-0052 愛知県名古屋市天白区井口1丁目1709
Tel : 052-803-7055
Fax : 052-803-7085